

院内感染対策指針

I 院内感染対策に関する基本的な考え方

東大和療育センター（以下、当センター）は、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者に安全で安心な医療を提供することを運営基本方針の1つとしている。医療関連感染の発生を未然に防止するとともに、ひとたび発生した感染症が拡大しないよう速やかに対応し、制圧、終息を図ることが重要である。当センター基本方針に基づき、院内感染防止対策を全職員が把握し、当センターの理念に則った医療・療育を提供できるよう本指針を作成する。

II 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

当センターにおける院内感染発生防止についての審議と、利用者及び職員の健康管理に万全を期するために以下の委員会等を設置する。

- ・感染予防対策委員会
- ・感染制御チーム（以下「ICT」という。）

職種横断的に構成された感染予防対策委員会は、月1回定期的に会議を行い、次に挙げる審議事項を審議する。また、緊急時は、臨時会議を開催する。

- (1)院内感染の調査及び予防対策の立案に関する事
- (2)予防対策の具体的な推進に関する事
- (3)院内感染が生じた場合における感染対策や原因検索についての疫学調査に関する事
- (4)職員に対する感染予防知識の普及啓発に関する事
- (5)利用者、職員の予防接種に関する事
- (6)その他感染予防に必要な事項に関する事

院内感染等の発生防止及び対策に関して、迅速かつ機動的に活動することを目的として、院長直属の組織としてICTを設置する。

ICTは医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師、事務部門その他院長から指名を受けた各部署からのメンバーにより構成され、感染対策の実動を行い情報の収集・発信に努める。

III 職員研修に関する基本方針

個々の職員の院内感染に対する意識を高め、感染対策に必要な知識や技能の修得するための研修を、全職員対象に年2回以上、定期的に行う。さらに必要に応じて追加開催する。なお研修後、研修に関して、参加者・研修内容・個々の理解度についてアンケートを通じて確認し、記録を残す。

その他、必要に応じて部署ごとの研修会、実習を行う。

IV 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図るため、病院における感染症発生状況をまとめ、感染予防対策委員会で報告し、感染情報の共有、感染対策の周知徹底を図る。必要に応じてICTより情報を発信し、リアルタイムな情報の共有に努める。

V 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、感染予防マニュアルで定めた感染症が発生した場合、同マニュアル内に定められた方法に則って関係各所へ報告を行い、速やかに対策を講ずる。また、行政への報告義務のある疾患、集団感染が疑われる場合は、保健所への報告、連携を図る。

マニュアルに該当する項目がない場合や原因不明の院内感染の場合は、発生部署と感染予防対策委員会、ICTと連携して対応する。

VI 抗菌薬適正使用に関する基本方針

- (1) 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する場合は、指定抗菌薬使用届を提出する。
- (2) 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）をする。
- (3) 必要時、感染対策向上加算に定められた施設の抗菌薬適正治療支援チーム（AST）のコンサルテーションを受ける。

VII 利用者への情報提供と説明に関する基本方針

疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得たうえで協力を求める。

VIII 感染対策に関する地域連携への取り組み

- (1) 管轄の保健所と連携し地域の医療施設との連携に取り組む。
- (2) 感染対策向上加算に定められた施設との連携に取り組む。

IX 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者が安心して医療を受けられるよう、当指針の院内掲示を行う。

X その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進のため「感染予防対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、本マニュアルの定期的な見直し・改訂を行う。

附則 この指針は平成26年8月1日から施行する

附則 この指針は令和5年8月7日から施行する

附則 この指針は令和6年10月1日から施行する